

地域密着型サービスの指定更新等に係る特記事項について

地域密着型サービスに係る更新等について、別添のとおり、介護保険最新情報 vol20 で通知がありましたので、お知らせします。

なお、本通知に係る下記の点について、特に御注意願います。

●地域密着型サービスの指定更新について

他市町村所在の地域密着型サービス事業所を被保険者が利用している場合の指定の有効期間については、有効期間が異なる場合がありますので、御注意ください。

(別紙3 問1)

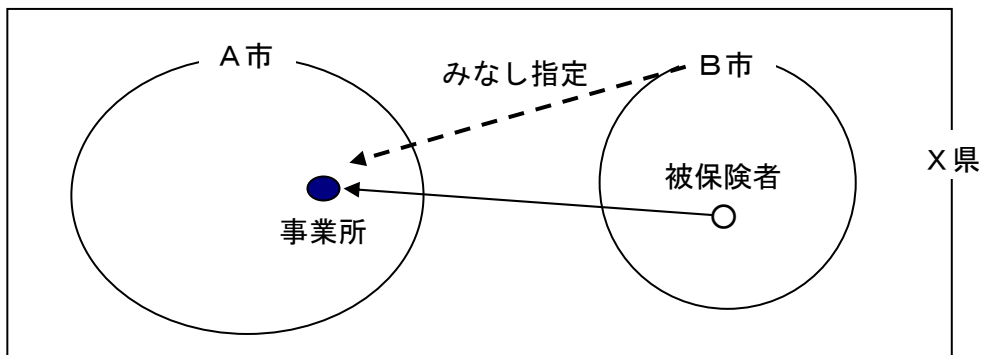
例：A市所在の地域密着型サービス事業所をB市被保険者が利用している場合のB市指定の有効期間

(1) H18年3月31日以前からの利用者について、みなし指定となっている場合

⇒都道府県の指定を受けた日から6年間有効

但し、経過措置によりH20年4月1日以降に指定更新となる場合があります。

(別紙1参照)



事業所：H12年4月1日にX県の指定を受け、

H18年4月1日からA市の地域密着型サービス事業所のみなし指定

B市指定：被保険者がH17年10月から利用開始により、みなし指定（属人限定）

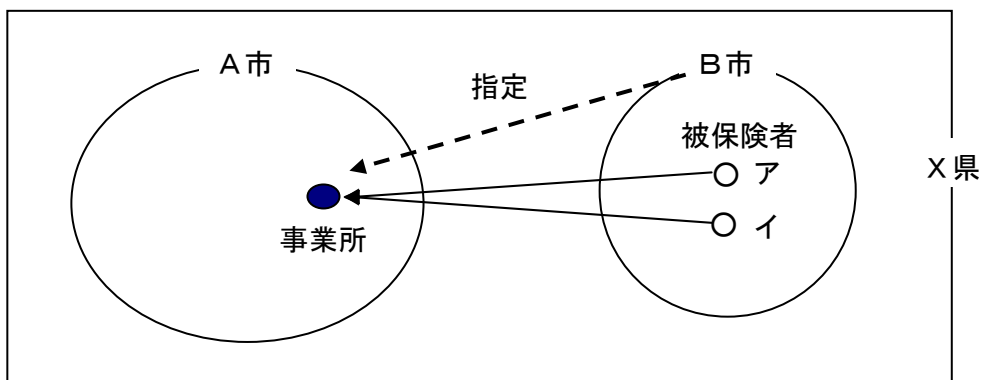
↓

B市指定の有効期間：H12年4月1日からH20年3月31日まで

※みなし指定であっても指定の更新手続きが必要であり、更新後の指定についても属人限定の効果が継続することとなります。（H19.10.17 厚生労働省計画課確認）

(2) (1) のみなし指定を行っている事業所に、H18年4月1日以降にB市被保険者が利用することとなり、B市が改めて指定した場合

⇒B市の指定日から6年間有効



事業所：H12年4月1日にX県の指定を受け、

H18年4月1日からA市の地域密着型サービス事業所のみなし指定

B市指定：被保険者（ア）がH17年10月から利用開始のため、みなし指定

その後新たな被保険者（イ）がH18年10月1日から利用開始したため、

H18年10月1日に改めて指定

↓

B市指定の有効期間：H18年10月1日からH24年9月30日まで

※みなし指定ではなく、改めて行った指定のみが更新となります。

●通所介護事業所に併設される宿泊施設（自主事業）について

「地域密着型（介護予防）サービスの実施に関するQ&A」の問1の中で、「通所介護事業所内で自主事業として宿泊サービスを行うことは直ちに否定されるわけではない。」とありますが、通所介護事業所に併設される宿泊施設については、介護保険外の事業であり、当該宿泊施設は有料老人ホームの設置届又は旅館業の許可が必要になる場合がありますので、御注意ください。

| | |
|-------|------------------------------|
| 担 当 | 保健福祉部高齢・保険総括室 介護保険事業室事業担当 |
| 電 話 | 075-414-4672 |
| F A X | 075-414-4572 |